

宝塚市告示第37号

宝塚市営住宅退去者滞納家賃等収納事務について、下記の事業者に委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び宝塚市会計事務規則第33条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年(2026年)4月1日

宝塚市長 森 臨 太 郎

記

1 受託者

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (1) 名 称   | 弁護士法人ローズマリー法律事務所         |
| (2) 代 表 者 | 社員 東向有紀                  |
| (3) 所 在 地 | 大阪市北区菅原町2番14号<br>103ビル5階 |

2 委託期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで